

農地の維持管理に困ったときは

千葉県農地中間管理機構が農地を借り入れ、地域の担い手や農業経営規模の拡大を目指す人に貸し付けすることで、農用地利用の効率化を図っています。「農業をリタイアする」・「所有する農地を貸したい」など、農地の維持管理に困ったときは、農地中間管理事業の活用をご検討ください。

☎ 農政課 ☎(93) 4944

ハチの巣の駆除の相談は



スズメバチなどのハチの巣を発見した場合、市ではハチの巣の駆除は行っていません。

次の組合に相談・依頼するなどして、適正な土地の管理を心掛けてください。

☎ 千葉県害虫防除協同組合 ☎ 043 (221) 0064

相談・講座・試験

行政に関するお困りごとの相談

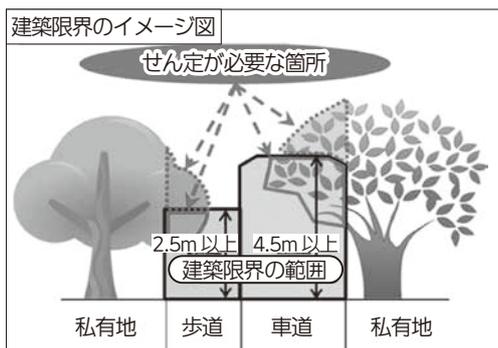
毎年9・10月は、行政相談制度の利用促進のため、総務省が定めた「行政相談月間」です。

市では、行政相談所を開き、総務大臣から委嘱された行政相談委員が福祉・道路・手続きなど、行政に関するお困りごとをお聴きしています。この機会にぜひご利用ください。

- 日時 毎月第4火曜日
9:30～12:30
- 場所 福祉センター2階会議室
- ☎ 総務課 ☎(93) 1112

強風・大雨時の倒木・枝の処理にご協力ください

強風・大雨時には、道路への倒木や枝の落下が数多く発生します。これらの支障木は通行の妨げになるほか、対人・対物事故発生の原因となり非常に危険です。事故が発生した場合には、樹木の所有者が民法第717条により損害賠償を請求されることがあります。交通安全の確保のためにも、日ごろから適切な管理を行うとともに、強風・大雨時の倒木処理のご協力をお願いします。



道路法第30条及び道路構造令第12条では、道路を安全に通行するため、車道の上空4.5m、歩道の上空2.5mの範囲に通行の障害となる物を置いてはならないと規定されています。

◎建築限界

建築限界とは、道路を通行する車両の安全を確保するため、一定の幅・高さの範囲に、通行の障害になるような物を置いてはいけないという空間を確保する限界のことです。

問い合わせ

- 国道・県道に関する場合 千葉県成田土木事務所 管理課 ☎(26) 4832
- 市道に関する場合 建設課 ☎(93) 5747

住宅耐震相談会

- 日時 9月6日(土)
10:00～15:00
(1組45分程度)
- 場所 末廣農場
- 持ち物 建築確認申請時の平面図など、間取りがわかるもの
- 申込み 予約は、9月5日(金)までに都市計画課窓口または電話で申込み(先着10組)
※当日来場者の参加も可能です
- その他 起震車で地震体験もできます

☎・申込先

都市計画課 ☎(93) 5148

土地家屋調査士による無料登記相談

- 日時 9月10日(水)
9:00～12:00
- 場所 千葉地方法務局
○佐倉支局<佐倉市表町1-20-11>
○成田出張所<成田市郷部1322>
- 内容 土地境界問題・分筆登記・建物新築の登記など
- その他 予約不要・相談料無料

☎ 千葉県土地家屋調査士会印旛支部 ☎ 043 (423) 7441

納期内納付にご協力ください

9/30 (火)

- 固定資産税・都市計画税 第3期
- 国民健康保険税 第3期
- 後期高齢者医療保険料 第3期
- 介護保険料 第3期

9月分の学校給食費 振替日

9/10 (水)

※9日(火)までに入金確認をお願いします。

☎ 学校給食センター ☎(93) 2550